公立大学法人神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター運営委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第19号

公立大学法人神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター運営委員会規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター運営委員会規程 (2019年4月1日規程第20号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
公立大学法人神戸市看護大学いちか	
ん <u>ダイバーシティ</u> 看護開発センター	
運営委員会規程	
(設置)	
第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織	
に関する規程(2019年4月規程第1号)第	
6条第1項の規定に基づき,いちかん <u>ダ</u>	
ー イバーシティ看護開発センターの教育,	
研究活動,地域連携活動等に関し調査審	
議し,全学的な推進を図るため,公立大学	いちか
法人神戸市看護大学教育研究審議会の下	<u>ん看護・開発センター(以下「センター」</u>
に公立大学法人神戸市看護大学いちかん	<u>という。)</u>
<u>ダイバーシティ</u> 看護開発センター運営委	
員会(以下「委員会」という。)を置く。	
(構成)	
第2条 委員会は,次の各号に掲げる者(以	
下「委員」という。)で組織する。	
(1) 総務・施設担当理事	
(2) 教学・学生支援担当理事	
(3) 研究・地域貢献担当理事	
(4) 公立大学法人神戸市看護大学いちか	<u>(1)</u>
ん <u>ダイバーシティ</u> 看護開発センター長	
(以下「センター長」という。)	
(5) 公立大学法人神戸市看護大学いちか	<u>(2)</u>
ん <u>ダイバーシティ</u> 看護開発副	
センター長 (以下「副センター長」とい	
う。)	
<u>(6)</u> 学長が指名する教員	<u>(3)</u>
<u>(7)</u> 総務・施設担当理事が指名する職員	(4) 事務局長
(前号の教員を除く。)	
(委員長及び副委員長)	
第 3 条 (略)	

(改正前)	(改正後)
(委員の任期)	
第4条 第2条第6号及び第7号に規定す	<u>3</u> <u>4</u>
る委員の任期は,2年とする。ただし,補	
欠の委員の任期は, 前任者の残任期間と	
する。	
2 (略)	
(招集及び議事)	
第 5 条 (略)	
(所掌事項)	
第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌	
する。	
(1) <u>地域住民,保健·医療·福祉機関,国</u>	センターの運営に関する事項
及び神戸市その他地方自治体と連携し	
た教育研究に関する事項	
(2) 地域住民の健康支援のための地域貢	センターの予算に関する事項
献活動に関する事項	
(3) 看護職及び保健・医療・福祉に係る	センターの事業企画に関する事項
人材育成並びに生涯教育に関す事項	
(4) 国際交流及び神戸市看護大学の国際	その他センターの運営に関し必要な
化に係る調査,企画並びに実施に関す	事項の審議及び協議
る事項	
(5) 産官学連携に係る調査,企画及び実	
施に関する事項	
(6) 前各号に掲げるもののほか、中期目	
標及び中期計画における神戸市看護大	
学の全学協働で取り組む事項として学	
長が定める事項	·
第7条~第9条 (略)	
附 則 (略)	
	附則
	 1 この規程は,2025年4月1日から施行
	<u>する。</u>
	2 公立大学法人神戸市看護大学研究推進
	委員会規程(2019年4月規程第18号)は,廃
	<u>止する。</u>